# 主 文

## 本件抗告を棄却する。

### 理 由

本件抗告の趣意は、憲法一一条、三一条、三二条違反をいうが、実質において単なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 平成三年六月二八日

## 最高裁判所第三小法廷

夫	逸	部	袁	裁判長裁判官
夫	壽	上	坂	裁判官
己	克	家	貞	裁判官
市郎	庄	藤	佐	裁判官
<b>太</b> 隹	恒	部	可	裁判官